

# 新型コロナウイルス感染症関連の支援

## ●まん延防止等重点措置に伴う協力支援金のご案内

北海道では、まん延防止等重点措置期間中に、営業時間短縮などの要請に協力した飲食店などに対し、支援金を交付します。

- ▶対象者／1月27日(遅くとも1月29日)から2月20日までの期間中、北海道からの以下の要請に協力した飲食店など
- ①営業時間は5時から20時まで、酒類の提供は行わない  
(第三者認証を受けた飲食店は、営業時間は5時から21時まで、酒類は11時から20時まで提供可能)
  - ②団体のお客様の場合、1テーブルに座るのは4人まで  
※5人以上のグループの場合、テーブルを分けた上でテーブル間の移動はさせない
  - ③業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリストの遵守
  - ④カラオケ設備の提供を行う場合は、換気などの感染対策を徹底する



### ▶支援金額

	営業時間	酒類の提供	1日あたりの金額
第三者認証を受けた飲食店 ※どちらか任意で取り組み	5時～21時	11時～20時	2万5千円から
	5時～20時	×	3万円から
その他の飲食店	5時～20時	×	3万円から

- ▶申請／受付期間・申請方法については詳細が分かり次第町公式ホームページなどでお知らせします。  
▶その他／北海道飲食店感染防止対策認証(第三者認証)制度の取り組みにご協力をお願いします。  
▶問い合わせ先／北海道感染防止対策協力支援金事務局 ☎011-350-7377(8:30~17:30)

## ●新型コロナウイルス関連各種支援金の相談・申請サポートを行います

町では、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者に対する各種支援金の相談や申請のサポートを行います。

- ▶会場／町公民館1階研修室  
▶日時／3月15日(火)、16日(水)  
9時30分～16時30分のうち、1事業所1時間程度  
▶申込／事前に弟子屈町商工会(☎482-2259)までお申し込みください。  
▶その他／申請に必要な書類について、あらかじめ商工会のチェックを受けてください。



問い合わせ先／役場観光商工課商工振興係 ☎482-2940(課直通)

## 地デジ広報をご利用ください

町では、UHB北海道文化放送が提供しているサービス「地デジ広報」で、町からのお知らせや防災情報を発信しています。利用に必要なのは地デジが受信できるテレビだけで、パソコンやスマートフォンの操作に不慣れな方でも簡単に町からの情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

### 地デジ広報の利用方法

1. UHB(8チャンネル)を選び、リモコンの「dボタン」を押す
2. UHBのトップページから「地デジ広報～市町村情報～」を選び、見たい記事を選ぶ  
※番組によって操作が異なる場合があります。

問い合わせ先／まちづくり政策課政策調整係 ☎482-2913(課直通)

# 滞

# 納のない まちをめぐりて

## 3月は町税滞納整理強調月間です

皆さんが納めている町税は、生活に身近な福祉や教育、除排雪などの行政サービスの貴重な財源として使われています。  
2月で、町・道民税や固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納期はすべて終了しました。  
滞納者の数は年々減少している、納期内に納税をする方が増えてきています。取納率も例年以上に高く推移しています。

その一方で、新型コロナウイルス感染症はまだ収束する気配は見られず、収入が減少した方、やむなく離職せざるを得なくなった方も少なくなく、さまざまな相談を受けることがあります。「納期ごとの納付が難しく、分割納付で○月までに完納したい」「今月は収入が少ないので、来月には必ず納付するから。迷惑かけてごめんね」など、納期ごとの納付が難しくても、なんとか納税しようという思いに行政サービスは支えられています。このような納税者がごく少数の滞納者によって不利益を被ることはあってはならないことです。

町では3月を「町税滞納整理強調月間」としてまいります。きちんと納税している方との公平性を確保するため滞納処分(差押)の強化に取り組みます。滞納処分を受けると、社会的信用の失墜や経済的不利益を受けることもあります。町税の納め忘れがないか、今一度ご確認をお願いします。やむを得ない事情により一時的に納付が困難な方や、まとめて納付ができない方には計画的な納付ができるよう相談も受け付けています。滞納の放置はしないでください。

### 1月末時点の主な税目の収納率(納期限到来分まで)

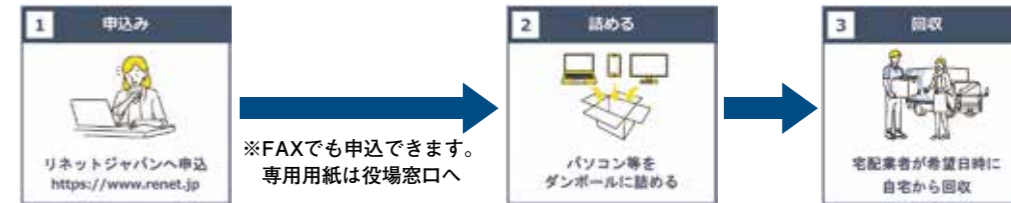
税目	町・道民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税
収納率	98.8%	98.0%	99.9%	98.1%

問い合わせ先／役場税務課納税係 ☎482-2914(課直通)

## 使用済小型家電の回収方法が増えます

町では、従来の回収ボックスや美留和处理場への持ち込みによる回収方法に加え、「小型家電リサイクル法」の認定事業者である「リネットジャパンリサイクル(株)」と協定を締結し、4月1日から「宅配便による回収」を始めます。

### 【宅配便による回収手順】



- 「ノートパソコン」「一体型パソコン」「デスクトップ型パソコンの本体」のいずれかを含むダンボール1箱分の回収料金が無料です。箱の縦・横・高さの長さの合計が140cm以内で重さ20kg以内の物に限ります。
- 「ノートパソコン」「一体型パソコン」「デスクトップ型パソコンの本体」を含まない場合や、2箱目以降は1箱につき1,650円(税込)の回収料金が発生します。
- パソコンのモニターも回収できます。ブラウン管モニターは3,300円(税込)の追加料金が発生します。
- 対象外の物／テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、石油・灯油を利用したストーブ類など

### お問い合わせ お申し込み先

- ▶スマホ・PCから／リネットジャパンリサイクル(株)のHP <https://www.renet.jp>へ
- ▶お電話から／お問い合わせ専用窓口 ☎0570-085-800(10時~17時)へ
- ※申し込み方法は、インターネットまたはFAXのみになります。FAXでの申し込みに必要な専用用紙は役場窓口にて用意しています。

◆従来の出し方もできます(ごみ袋不要・料金無料) ※ただしパソコンのモニターなどは受入できません。

- ▶投入口30cm×30cmに入る物は回収ボックスへ持ち込み
- ▶回収ボックスに入らない物は美留和处理場へ持ち込み

問い合わせ先／役場環境生活課環境係 ☎482-2934(課直通)